

1 取り上げる人権課題「性同一性障がい」

2 取り上げた人権課題の背景と現状

性同一性障がいのある人は、生物学的な性（身体の性）と性の自己意識（心の性）が一致しないために支障がある状態にあり、全人口に対する割合が少数であることから、この障がいのある人々は少数者として社会の中で排除されたり、偏見の目にさらされたりしてきた。

そこで、性同一性障がいのある人々の社会生活上の様々な問題を解消するため、性同一性障がい特例法が制定された。これによって法的な性別は、基本的には生物学的な性別で決められるが、例外として本法律で定める条件を満たせば他の性になることができるようになった。しかし、法律によって性を変えることができても、少数者として偏見の目で見られ、不当な扱いを受けることがまだある。その背景には身体の性と心の性が一致していることが普通であるという決め付けた見方があるからであるからだと考える。

性的な少数者であっても偏見なく思いやりをもって生活することは大切だという意識をもった上で、今後彼らと関わる場面に出会った時、正しく行動できるようにしていきたい。

3 児童の実態

上記の人権課題の要因である、決め付けた見方によって少数者が不当な扱いを受けることに関して、本学級の児童でも、同じように性に関して決め付けた見方があるのではないかと考えた。そこで以下のアンケート調査を行った。その結果は以下の通りである。

【アンケート調査等からみた本学級の実態】

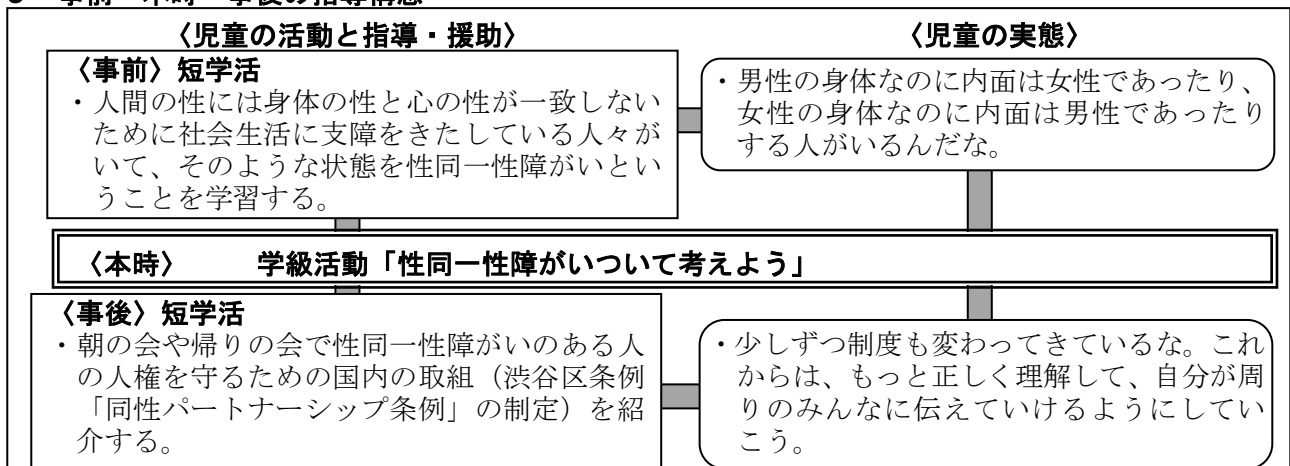
〈分析の観点〉	概ね思う
・心の性と身体の性が一致していない人がいることを知っている。	100%
・男性が男性を好きになって告白することは、理解できる。	0%

上記の結果より、本学級の児童は、性には、心も身体も男性、または女性の2種類以外にも、男性的な女性や女性的な男性など、複数の性があることは知っている。しかし、男性の身体をもったものは言動も男らしくあるべきであり、女性を好きになるのが普通だという考え方をもち児童がほとんどである。この要因は、小さい頃からそのことが当たり前という生活環境の中で育ち、実際普段の生活の中で性同一性障がいのある人に出会ったり、一緒に生活したりする経験がないからであると考えられる。そのため、分かっているが、そのことを考えたり受け入れたりすることができないのだと捉える。

4 指導改善の手立て

- ・上川あやさんが性同一性障がいによって苦しんでいたにも関わらず、誰にも打ち明けられなかった経験を第1資料として提示し、「なぜあやさんは誰にも打ち明けなかったのか」「みんなはそのことについてどう思うのか」と問いかけ、性同一性障がいのある人の、なかなか打ち明けられない原因が周囲の決め付けた見方にあることに気付くことができるようにする。
- ・第2資料で性同一性障がいの社員が不当解雇させられた事例を提示し、「なぜ会社側は解雇したのか」と問いかけ、その理由が、実は自分たちがもっていた性同一性障がいの人たちへの決め付けた見方と同じであることに気付くことができるようにする。

5 事前・本時・事後の指導構想



6 本時の目標

性同一性障がいの人たちが苦しみ、自分らしく生きることを妨げられている事実について考えることを通して、身体の性と心の性が一致するしないに関わらず、お互いの性を正しく理解し合って生活するための実践策をもつことができる。

(思考・判断・実践)

7 本時の展開

過程	主な学習活動	見届ける視点(◇)と指導・援助
つかむ5分	<p>1 第1資料(性同一性障がい悩む上川あやさんの話)から気付いたことを交流し、課題をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の男の子と同じ体の変化が現れつつあることに気付き、嫌悪感でいっぱいになった。 ・初恋の相手が男の子だと気付いたとき、自分自身の感情を受け入れることすらできなかった。 ・身を守るために嘘をつかざるを得なかった。 ・18年間、母親にも悩みを打ち明けることができなかった。 	<p>◇問題場面をとらえることができているか。(つぶやき、発言内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あやさんが男性として生きていたときの苦しみを提示し、その苦しみに共感できるようにする。その上で、なぜ18年間、誰にも打ち明けることができなかったのか疑問をもてるようにする。
見いだす15分	<p>・悩みは相当なものだったのだろうな。 ・友達だけでなく、母親にも誰も相談できないなんてかわいそう。</p> <p>なぜ18年間も性同一性障がいであることを誰にも打ち明けることができなかったのだろう。</p> <p>2 あやさんがなぜ打ち明けなかったのかを交流する。 <あやさんの考え> <あやさんの考えに対するみんなの考え></p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなに気持ち悪いと思われるのが嫌だ。 ・みんなに変なやつだと仲間外れにされるのが怖い。 ・家族まで周りから変な目で見られたらどうしよう。 ・気持ちはよく分かる。男は女を好きになるのが当然なのに、男の子が好きだと知られたら変に思われるから。 ・あやさんだけでなく、家族も変に思われる。 <p>身体の性と心の性が一致した性だけが当たり前だという決め付けた見方や考え方が性同一性障がいの人を苦しめる原因になっている。</p>	
確かにする15分	<p>【確かにする場】</p> <p>3 第2資料(あやさんが議員になるきっかけになった女装での出勤が理由で会社を解雇された従業員の事例)から、解雇した会社側の理由を考え、そこにある決め付けた見方に気付く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女装で出勤すると、会社のイメージが悪くなる。 ・普通の会社ではなく、異常な会社だと思われては困る。 ・身体は男性なのだから更衣室もトイレも男性用を使うべきだ。 ・他の従業員も戸惑うに違いない。 <p>4 第1資料のみんなの考えに立ち返ることで、決め付けた見方によって、性同一性障がい人は普通ではないと見る自分がいることに気付く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障がいの人たちを、普通でないと見ているところが、実は自分たちにもあって、その人たちを苦しめる一番の要因になっているんだな。そんな見方をしていた自分が情けない。 ・身体が男性なら、男らしく生きるべきだと決めつけていた。そこが、人に言えず自分らしさを隠して生きる理由だったんだ。ひどいことをしていた自分が恥ずかしい。 <p>心の性と身体の性が一致していることを普通とみる見方をせず、どんな性の人とも同じように理解し合って生きていくことが大切。</p>	<p>◇身体が男性なら男性として生きるのが普通という決め付けた見方が、性同一性障がいの人たちを苦しめていることに気付いているか。(発言内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なぜ当たり前と思うのか、変だと思うのか」を問いかけ、決め付けた見方に気付くことができるようにする。 <p>◇自分の中にも性同一性障がいの人を苦しめている決め付けた見方があることに気付き、決め付けた見方をせずに、どんな性でも理解しようとしているか。(発言内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「会社側はなぜ解雇したのか」「最初の考えと比べてどうか」と問いかけ、自分の中にも同じように決め付けた見方があることに気付くことができるようにする。
できる10分	<p>【学習成立を見届ける場】</p> <p>5 今日学んだことをもとに、性同一性障がいによって苦しむ人をなくすために自分には何ができるかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・僕は今まで、性同一性障がい人は普通ではなく、変わった人だと決め付けていた。僕たちのその思いが、その人たちを苦しめていた。だから、今日から、例えば身体が男性の人がもし女性らしくしても、驚いたりするのではなく、自然に関わり合えるようにしたい。 	<p>【人権教育の観点】</p> <p>身体の性と心の性は必ず同じわけではないと理解し、その上で性同一性障がいの人が苦しむことなく生活するための具体的な実践策をもつことができる。(行動力)</p> <p><そのための手立></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もし違う性で生活しなさいと言われたらどうか」と問い、同じ立場になったことを想起させ、自己を見つめることができるようにする。 ・「性同一性障がいの人が苦しむことなく生活できるようにするにはどうしたらよいか」と問い、具体的に何ができるかを考えられるようにする。 <p>【評価規準】</p> <p>◇性同一性障がいの人々の苦しみを理解し、決め付けた見方をせず、どんな性の人とも同じように生活しようとする実践策をもつことができる。(記述内容)</p>

解 説

1. 性同一性障がいを取り上げるに当たって

人間の性は元来多様です。しかし、一般的には男女に分かれるものとして固定的に捉えられています。そのため、心と体の性が一致しない性的少数者」は、自分の性に違和感をもちつつも、その悩みを解決できないでいます。また、周囲の理解が十分ではないために、偏見をもたれたり、差別の対象となったりする可能性があります。当事者が生き辛さを感じることなく過ごすためには、性的多様性を理解し、違いを認め合えるようにすることが大切です。2015年の電通総研の調査によると、日本における性的少数者の割合は、人口の7.6%であると報告されました。約13人に1人という割合は少ないものではありません。この点を踏まえても、性的少数者の人権について学ぶことは、大変有意義であると言えます。

2. 本実践の指導上のポイント

まず、性は多様であり、心と体の性が一致しない人がいることを知らなければなりません。本実践では、短学活の時間、校内放送等でこの点を取り上げ、正しい理解につなげています。この事前の指導により、本時への導入を円滑なものにしています。

第1資料では、会社側の性に対する決めつけた見方や考え方が、性的少数者の苦しみにつながることを明らかにします。児童の意識をさらに高めるためには、「自分の中の差別心」に気付かせることが大切です。「確かにする場」で第1資料の交流を振り返り、自分を見つめる場を位置づけています。

本実践では、周囲の偏った見方に、「仕方がない」と同調する児童や、同調することが差別だと気づく児童もいるでしょう。そのような意見を全体に広げることも有効な手立てとなります。